



市議会だより



かわごえ

発行 川越市議会 編集 川越市議会事務局 電話 049-224-8811 (内線3621・3622)

平成17年
12月
定例会から

第三次川越市総合計画

(基本構想) を可決

川越市市民会館等の指定管理者の

指定についてなどを可決

平成十七年川越市議会第五回定例会は、十一月三十日開会され、会期は二十二日間で、継続審査案件を含め五十一件の案件を審議し、十二月二十一日閉会いたしました。



川越市市民会館

条例

▽川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

—原案可決—

人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職の職員の給与改定を行うため、本条例の一部を改正したものです。

改正の主な内容は、給料表を減額改正し、初任給調整手当の支給限度月額及び配偶者に係る扶養手当の月額を引き下げるとともに、十二月期の勤勉手当の支給割合を○・〇五分引き上げたものです。

また、勤勉手当については、平成十八年度以降における六月期及び十二月期の支給割合の再配分を併せて行ったものです。

▽川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を定めることについて

—原案可決—

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、長期継続契約を締結することができる契約の範囲が拡大されたことを受けて、契約事務の効率化等を図るため、本条例を制定したものです。

主な内容は、電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの及び庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、毎年四月一日から継続して役務の提供を受ける必要がある業務に係るものを、長期継続契約を締結することができる契約として規定したものです。

▽川越市立診療所条例を定めることについて

—原案可決—

国民健康保険川越市立診療所及び川越市休日急患・小児夜間診療所を廃止し、新たに川越市立診療所を設置するため、本条例を制定したものです。

主な内容は、新たな川越市立診療所の設置の目的並びに名称及び位置、使用料及び手数料を納付すべき旨及びその額並びに減免、損害賠償等、施行に関し必要な事項の規則への委任等について定めたものです。

▽川越市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を定めることについて

—原案可決—

国から通知された「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針について」等を踏まえ、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は食品取扱施設等における衛生管理等公衆衛生上講ずべき措置の基準及び食品衛生責任者の資格要件に係る規定の整備をしたものです。

▽川越市尿処理施設設置及び管理条例を廃止する条例を定めることについて

—原案可決—

川越市滝ノ下末端処理場し尿処理施設を、し尿等の搬入量の減少及び施設の老朽化等に伴い、平成十八年三月三十一日の終了をもって廃止するため、本条例を廃止するものです。

▽川越市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例を定めることについて

—原案可決—

浄化槽法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものです。